

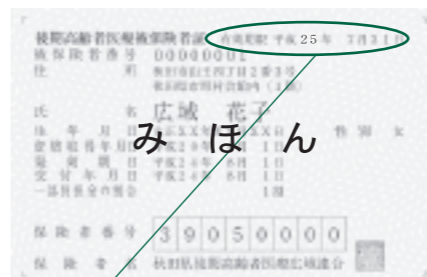
各受給者証等を更新します

後期高齢者医療保険証の更新

▼保険証・認定証の郵送

8月1日から保険証が更新されます。7月末に後期高齢者医療の加入者全員に保険証を簡易書留で郵送します。申請手続きの必要はありません。医療機関等を利用した場合の自己負担割合は、所得に応じて1割と3割の方がいます。保険証をご確認ください。

※保険料に滞納のある方は、窓口で交付します。



【注意】有効期限が平成24年7月31日までの保険証は8月1日以降使用できません。

▼限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちの方

住民税非課税世帯の後期高齢者医療加入者には、入院時の食事代と1カ月の医療費自己負担限度額が減額になる制度があります。この「限度額適用・標準負担額減額認定書」も8月1日から更新され、保険証と一緒に送付します。

新規の対象者は、申請が必要となります。7月上旬に申請書を送付していますので、市の窓口へ提出してください。

▼申請先

市民課国保年金班
金浦・象潟市民SC

▼問合せ先

市民課国保年金班
☎32・3032



保険証の受け取りの注意

① 保険証・認定証は簡易書留郵便でお届けします。受け取りには印かんが必要ですが、届いたら必ず開封して内容をご確認ください。

② 新しい保険証は簡易書留・転送不要郵便のため、長期不在となる方や郵便局に転居届けをされている方（市役所に届け出をまだされていない方）はご連絡ください。



国民健康保険のお知らせ

納税通知書を送付します

平成24年度国民健康保険税の納税通知書が7月13日に送付されます。（配達地区により2〜3日かかります）

国民健康保険加入者（5月以降に抜けた方も含みます）がいる世帯で、納税通知書が届かない世帯主は税務課市民国保税班までご連絡ください。

非自発的理由で失業した国保加入者の方へ

倒産や雇止めなどの理由で失業した国保加入の方には、国保税の軽減措置があります。軽減を受けるには雇用保険受給者証を持参のうえ、窓口への届出が必要です。

詳しくは市民課国保年金班（☎32・3032）に問合ください。

国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証及びマル福受給者証の更新

▼対象者には事前に通知します

8月1日から使用する医療関係の各受給者証の更新を次の日程で行います。該当する方には更新手続きの通知を送付します。同封の申請書に必要事項を記入のうえ、交付期間内に必ず申請してください。

▼更新対象者

① 国民健康保険限度額適用標準負担額減額認定対象者

（国民健康保険に加入している75歳で住民税非課税世帯の方）

② 福祉医療費受給者

（福祉医療費受給者のうち、受給者証の有効期間が平成24年7月31日までとなっている方）

▼交付期間

7月29日(日)から7月31日(火)

▼交付時間

午前8時30分から午後7時まで
※ただし29日(日)は午後5時まで



▼交付会場

住所地の市役所庁舎

▼問合せ先

市民課国保年金班
☎32・3032



福祉医療費受給者証

▼用語解説

【福祉医療事業】

乳幼児や重度の心身障害者、ひとり親家庭の子どもなどの心身の健康と生活の安定を図るため、健康保険で医療を受けたときに、窓口で支払う自己負担分を県と市で負担する制度。にかほ市では、独自に所得制限を撤廃し、小学生以下は自己負担なし、対象を中学生まで拡大しています。

※中学生は入院時のみ

！ 忘れずに申請を！

▽入院時食事療養費
福祉医療の受給者証を病院に提示すると医療費は無料になりますが、食事をした場合の食事は病院に支払うこととなります。

病院に支払った後に領収書を添えて市役所に申請することにより、その半額が給付される制度です。

▽中学生の入院費

中学生には受給者証を交付しませんが、入院した場合は、病院に支払った後、忘れずに申請するようにしましょう。

市民課からのお知らせ

ジェネリック医薬品を

利用しましょう
ジェネリック医薬品は特許の期限が切れてから同じ有効成分を使って作られたお薬です。効き目や安全性も確認されており、価格も新薬に比べて一般的に安くなっているため医療費の節約につながります。

すべての医薬品にジェネリック医薬品があるわけではありませんので、使用については、お医者さんや薬剤師さんと相談しながら賢く利用しましょう。

健康診査を受けましょう

健康診査は、自分の健康状態を知る大きな手がかりにもなります。生活習慣病の早期発見、早期治療だけでなく、健康・生活管理にも役立ちます。

